証券投資信託約款変更のお知らせ

以下の証券投資信託約款の変更を行いましたので、お知らせいたします。

【変更するファンドの名称】

追加型証券投資信託　　２１世紀東京 日本株式ファンド

【変更の内容】

平成 26 年 12 月１日施行の「投資信託及び投資法人に関する法律」改正に対応するため、上記ファンドの投資信託約款について一般社団法人投資信託協会規則に定める信用リスク集中回避のための投資制限を追加する約款変更を行いました。

（新旧対照表）

新（変更後）	旧（変更前）
運用の基本方針	運用の基本方針
（略）	（略）
２．運用方法	２．運用方法
（略）	（略）
（３）投資制限	（３）投資制限
（略）	（略）
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。	② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。
（略）	（略）
⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。	⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。	⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確に	⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確に

しているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。	しているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(略)	(略)
⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。	(新設)
(略)	(略)
【運用の指図範囲等】 第17条　(略)	【運用の指図範囲等】 第17条　(略)
④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。	④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
(略)	(略)
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。	(新設)
(略)	(略)
【同一銘柄の株式等への投資制限】 第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の	【同一銘柄の株式等への投資制限】 第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の

100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。 ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。 ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。 （略）	純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。 ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。 ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。 （略）

以上

平成 31 年 1 月 16 日

東京都中央区日本橋兜町 10 番３号
カレラアセットマネジメント株式会社